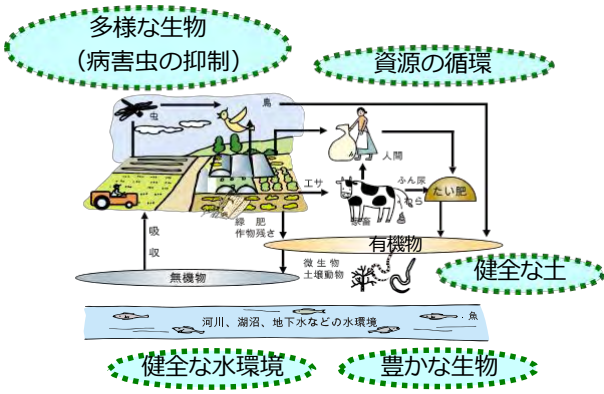
有機農業・有機農産物とは

- ✓　食料・農業・農村基本法において、農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、**農業の自然循環機能（注１）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない**とされています。
- ✓　また、国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、**農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる**ものとされています。



農業の自然循環機能※注１のイメージ

※注１：農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存しかつこれを促進する機能のこと。

有機農業とは





有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであり、国際的な委員会（コーデックス委員会※注２）が作成した「ガイドライン※注３」に、その「生産の原則」が規定されています。

我が国では、平成１８年度に策定された「有機農業推進法※注４」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

※注２：コーデックス委員会とは、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。
※注３：有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）
※注４：有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

有機農産物

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- は種又は植付け前２年以上化学肥料や化学合成農薬を原則使用しないこと
- 組換えＤＮＡ技術を利用しないこと
- 収穫された農産物に放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機ＪＡＳマーク」を使用し、有機農産物に「有機○○」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機○○」等の表示を行うことはできません）。

JAS
認定機関名

